

「令和2年度 第1回 日進市男女平等推進審議会」書面会議における委員意見と事務局回答一覧

■開催日 令和2年5月31日（日）

■意見提案書 11通（委員数11名）

■提出意見数 27件

■施策の方向性は全委員より認められました。（今後の修正・検討事項を含みます。）

意見番号	箇所	委員の意見	事務局の回答
1	体系全体	分かりやすく、的確にまとめられているので見やすく てよいと思います。	ありがとうございます。
2	体系全体	『8つの基本理念』の「（6）国際社会との協調」 の内容が含まれていない。	（6）国際社会との協調については、 「E S D・S D G sの推進」として、横 断的目標を設定したいと考えておりま す。 本市が推進しているE S D（持続可 能な開発のための教育＝人づくり）で、 2015年「国連持続可能な開発サミッ ト」成果文書「持続可能な開発のための 2030アジェンダ」目標であるS D G sの 達成に寄与していきたいと考えておりま す。
3	施策の方向全体	感想として 体言止めの表現で、方向がより明確になってよ い。 意識の醸成—今までの成果が感じられる。	ありがとうございます。
4	基本理念（3）	社会における制度や慣行への配慮 配慮→検討・見直し	「基本理念」は本市男女平等推進条例 に基づいているため、本プラン策定時の 文言変更は考えておりませんが、制度・ 慣行の見直しは継続していくものと考え ております。
5	体系全体	◆評価できる点 ・現行プランに比べ、「女性活躍推計画」「DV防 止対策基本計画」としての位置づけが明確になっ た。	ありがとうございます。
6	体系全体	◆評価できる点 ・すべてが体言止で表記されており、読みやすい。	ありがとうございます。
7	体系全体	第2次プランの「計画を推進する体制づくり」は体 系の中に残すべきと考えます。 特に市民と広く接する「市職員の意識の向上」は 十分と言える時期まで大きな項目に入れておくべ きではないでしょうか。	事務局も、「市職員の意識向上」が進ま なくては、さまざまな分野事業にジェン ダー平等視点も思うようには確保されな いと考えています。「市職員の意識向 上」については、職員研修などを1-②な どに盛り込みたいと考えております。体系 の外に出すことによって、計画に推進体 制をより明確にしたいと考えております。

意見番号	箇所	委員の意見	事務局の回答
8	基本目標1 施策の方向②	<p>現行プランにある男女平等の視点からの制度・慣行の見直しが次期プランから落ちています。国の基本計画でも明示的項目としては第4次で落ちましたが、第9分野の基本的な考え方に制度・慣行の見直しを進めることが示されています。制度・慣行の見直しが完了したとは思えず、今でも必須です。施策の方向として掲げるべきと考えます。</p>	<p>事務局としては、施策の内容に盛り込み対応したいと考えております。</p> <p>制度・慣行の見直しは次期も継続していくものと考えております。制度としては国法令が大きく占めておりますので、特に慣行について変えていくためにも、固定的意識の解消を進めたいと考えております。またそれは、「職員の意識向上」も含まれますので、本市においての制度・慣行を見直す力になると考えております。</p>
9	基本目標1 施策の方向②	<p>◆評価できる点</p> <p>・「1-②性別に対する固定的な意識の解消」と明記した点。現行プランの「制度・慣行を見直す」から、一歩踏み込んだ表現となった。</p>	
10	基本目標1 施策の方向③	<p>学校では自ら考え、他者と協力して物事に取り組むことをどの授業でも取り入れてやっています。一人ひとりの人権を尊重し、個々の能力を發揮しようとする子どもたちの育成はこれからの社会の担い手を育てる意味では大切だと思います。男女共同参画社会の構築に欠かせないのは保護者、教員等、大人への啓発研修の実施だと強く感じます。</p>	<p>担当課へ検討事項として伝え、ヒヤリング時に調整します。</p> <p>保育士を含む市職員研修の継続実施や、人権・男女共同参画研究指定校事業のさらなる活用等、施策の内容を検討していきたいと考えております。</p>
11	基本目標1 施策の方向③	<p>「保育士・教職員への研修、PTA活動の男性参加促進」などを加えると良いと思います。</p>	
12	基本目標1 施策の方向④	<p>◆評価できる点</p> <p>・「1-④多様な性や生き方への理解促進」が加筆された点。男女共同参画社会は最終的に「多様性の尊重と受容」と言えよう。</p>	<p>ありがとうございます。</p>
13	基本目標2 施策の方向②	<p>「講座や研修の開催」を加えると良いと思います。</p>	<p>担当課へ検討事項として伝え、ヒヤリング時に調整します。</p>

意見 番号	箇所	委員の意見	事務局の回答
14	基本目標 3	<p>「職業生活において活躍できる意識・環境づくり」という表現になっていて、一見、「職業生活」部分のみを対象とした目標と感じられました。</p> <p>施策の方向を見ると、「男子の家庭生活への参画促進」や、「子育て・介護に対する支援」も記載されているので、必ずしも職業面だけを意識したものではないとわかるのですが、基本目標として立てていくのであれば、国の基本計画「目指すべき社会」③にも記載されているように職業生活に止まらず、「その他の社会生活、家庭生活」などの文言も含めた方が、より幅広い意味での「生活の場」に向けた目標であるとアピールできると思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>仮に、女性活躍推進法の市町村推進計画という点から、この様な記載が難しいということであればやむを得ないのかもしれませんが。</p>	<p>おっしゃるとおり、基本目標 3 全体は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」市町村推進計画としたいと考えおりますので、「職業生活において」とさせていただきますと考えております。ただ、個人（家庭・地域・個人）の生活があって、職業生活があると考えておりますので女性活躍推進法第 2 条第 2 項を踏まえた施策の内容になるよう、担当と調整していきたいと思っております。</p>
15	基本目標 3 施策の方向①	「女性」という言葉は不要と思えます。	
16	基本目標 3 施策の方向①	<p>女性の…男性の方向が明確でよいが、「性別にかかわらず活躍できる」も大切にしてほしい。</p> <p>（コロナの影響で男性の家庭生活への参画が促進された?!）</p>	
17	基本目標 3 施策の方向①	<p>・「3-①女性の職業生活への支援と男性の家庭生活への参画促進」の表記。「女性の職業生活における活躍推進と男性の家庭生活への参画促進」としてはどうか？</p> <p>「への」は「目指す方向、を示し、「おける」は「場所や所在、を示す。「男性の家庭生活への参画」の現状は遅れており、目指す方向でもあるので「への」で良いと思う。一方、「女性の職業生活」については、実際に日本女性は諸外国と同等かそれ以上に就業率は高いものの、待遇(賃金・昇進・昇格)に大きな男女格差がある。つまり、女性が働いている現実の場に課題が山積しているので、「おける」と表記してはどうか。また、「女性の職業生活における活躍推進」という表現は、法律はもとより、厚労省などの文中にも多用されており、このプランを通して広く市民に「女性活躍」についての認識を深めていただきたい。</p>	<p>この基本目標は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」市町村推進計画となり、この施策の方向は、市民意識調査の問1、7、13、14、16の結果を踏まえ、性別に関わらず家庭に職場に活躍できるようになるために、今回あえて性別を明示したものです。</p> <p>「女性の職業生活における活躍推進と男性の家庭生活への参画促進」に修正したいと考えますが、次回審議会で改めて検討をお願いしたいと思います。</p>

意見番号	箇所	委員の意見	事務局の回答
18	基本目標3 施策の方向③	「図書館・公共施設の整備と充実」を加えると良いと思います。 にぎわい交流館にある人権・男女共同参画情報コーナーを移設してはいかがでしょうか。	以前の審議会でご意見をいただいている件であり、課題があり実現していないものと思われます。 担当課へ検討事項として伝え、ヒヤリング時に調整します。
19	基本目標3 施策の方向③	施策の内容の中で入札加点と有るが、具体的に示してほしい。	現在は、「総合評価落札方式による入札」にて加点されていますが、今後については、ヒヤリング時に担当課と調整します。
20	基本目標4 施策の方向①	「女性」という言葉は不要と思います。	性別に関わらない生涯の健康については、「いきいき健康プラン」が市計画として存在しております。ここではプロダクティブ・ヘルス/ライツに関わる、女性の健康とさせていただきたいと考えます。
21	基本目標4 施策の方向②	施策の内容に「若者の自立（ひきこもり等）」を加える。	施策の内容に加えられる展開があるか調査してみます。
22	基本目標5	DV防止法の市町村基本計画として「ドメスティック・バイオレンス等の防止と被害者を支援する体制づくり」を基本目標として掲げ、施策を進めることに賛成です。今後は、更に進め、プランの一部を基本計画とする形ではなく、独立した基本計画を策定し、一層の取組がなされることに期待します。	部分計画という形にはなりますが、支援体制づくりを進めていけるよう、施策内容について担当と調整していきます。
23	基本目標5 施策の方向①	配偶者「等」からの身体…と修正する。 (デートDVも含むため)	修正し、担当と調整していきます。
24	基本目標5 施策の方向①	・「5-① DV等及びその防止に関する理解促進」の表記。二つの内容が一文にまとめられていて分かりづらい。「DV等についての理解促進」と「DV等の防止についての理解促進」ということかと思う。ここは、二つに分けて項目を立ててはどうか？ 具体的には、「DV等の未然防止」という項目を立てても良いと思う。内容としては、「加害者の暴力の抑止と加害者の更生の支援」といったことか考える。結果、「基本目標5」の「施策の方向」は①②③となるか。	加害者への言及は、市町村単位ではまだまだ難しいと考えております。 加害/被害を生まないようDV等の未然防止という点が重要と思いますので、「5-①DV等の防止に関する理解促進」と修正を検討します。

意見 番号	箇所	委員の意見	事務局の回答
25	基本目標 5 施策の方向②	<p>・「5-②DV被害者の支援」は「DV被害者の自立支援」としてはどうか。単に被害者を窮状から救済するのみならず、本人が自尊心を取り戻し、誇りをもって生活できるよう、自立までの支援を視野に入れていることを明確に表現しておきたい。市からのメッセージになる。</p>	<p>施策の内容と照らしながら、次回以降の審議会でご検討いただきたいと思います。</p>
26	プラン全体	<p>日進市での取組がなかなか外に発信されていないのかなという感じがする。豊明市のように「LGBTのまち」など市をあげて〇〇に取り組んでいると発信することが大事なかなと思います。</p>	<p>首長メッセージ等の発信を検討してまいります。</p>
27	現状・分析資料 日進市の課題	<p>子どものころからの教育も…親や教員に向けた教育… 上からという感じがして気になった。何かよい表現はないか。</p>	<p>プラン策定時の表現に気をつけます。</p>